

事 務 連 絡
平成 20 年 5 月 14 日

都道府県市 PRTR 担当部局 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

PRTR 届出データの確認の徹底について(依頼)

化学物質管理行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき、第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、同条第1項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務大臣に届出することとされています。

今般、石原産業(株)が、平成13-16年度の排出量について、一部、意図的に虚偽の届出を行っていたことが判明しました。このため、同法第24条第1項第1号に基づき、本日、大阪地方裁判所に対して、経済産業省と環境省の連名で過料の適用を求める通知を行ったところです。

PRTR の届出経由事務については、「PRTR 事務処理マニュアル【都道府県版】(第5版)」に基づき、事業者からの届出の形式及び内容の不備等について御確認いただくこととなっていますが、虚偽の届出の再発防止と適切な PRTR 届出の履行に向けて、届出内容の御確認のより一層の徹底を図っていただくようお願いいたします。特に、今般の虚偽届出の事例を踏まえ、同マニュアル87ページ「『排出量』及び『移動量』の記入上の確認について」のうち、各排出量又は移動量が事業所の規模、業種、過年度の届出データからみて不自然ではないかの確認について、更なる徹底を図っていただくようお願いいたします。また、PRTR 届出データの確認の結果、不自然と考えられる事例が判明した場合は下記連絡先まで御連絡願います。

【不自然と考えられる事例が判明したときの連絡先】

環境省環境保健部環境安全課 PRTR 担当

電話番号： 03-5521-8260(直通)

e-mail: ehs@env.go.jp